

政令第 号

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十条第二項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第四号中「掲げる物質」の下に「並びにダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

ダイオキシン類を含む廃棄物を適正に処理するため、水底土砂であってダイオキシン類を含むものの排出方法に関する基準を定める必要があるからである。